

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

あらゆる情報や事実を集めて答えを出す場合でも、現実には、情報は断片的であり、事実は不明確で多様です。その中で総合的に判断するといっても、最後は結果に責任がとれるという腹が決まったときです。判断するためには覚悟が必要です。そのためには、これしかないという思い込みではなく、違う可能性もあるが、今はこれがベストの答えであるか、後悔はしないかという心の声にうなずけるかです。

私の書棚より

○日本のような小資源国が実現する迂遠だが唯一の方法は、日本人の平均的競争力、付加価値生産性を教育、訓練そして競争の中での切磋琢磨によって引き上げることしかないのです。

○この金融危機で大打撃を受けた国々では否応なしに淘汰再編と構造改革が進み、危機を脱した段階では経済はより筋肉質になっている可能性が高い。

「この国を作り変えよう」
松本大・富山和彦著 講談社

税務アンテナ

□居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円特別控除の特例は、譲渡の相手先が配偶者やその個人と特別な関係のある者である場合には適用を受けることができません。

特別な関係のある者とは、直系血族、又はそれ以外の親族でその者と生計を一にしている者及び譲渡した後その個人とその家屋に居住する者等をいいます。このため、譲渡前及び譲渡後に生計を一にしていないう兄弟姉妹や娘の夫等に譲渡した場合には適用することができます。

なお、特別な関係にある者かどうかは、その譲渡した時点で判定します。

□

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

4 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 3 月分の源泉所得税の納付
15 日	○ 給与所得者異動届出
30 日	○ 公共法人等の住民税均等割申告 ○ 2 月決算法人の確定申告 ○ 8 月決算法人の中間申告(予定申告)

30 日	○ 5 月、8 月、11 月決算法人の消費税中間申告 ○ 4 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	--

今月の贈る言葉『間違いは、直そうとする限り失敗ではない』 by O・A・バティスト